

令和5年10月から、適格請求書制度（いわゆる「インボイス制度」をいう。以下、「インボイス制度」又は「インボイス」という。）が導入され、登録を受けた適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高の多寡に関わらず課税事業者となる。

インボイス制度については、事業者が免税事業者から仕入れを行った場合には、仕入控除を行うことができないことから、免税事業者が取引から排除されるおそれがあると懸念され、有識者等からは、これらを否定する説明が数々なされているが、事業者においては、その疑念が未だに払拭されていない。

また、現行の免税事業者制度は、基準期間の課税売上高によって課税事業者か否かを判定することとされているため、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者となり、その課税期間の課税売上高が少額であっても納税義務を負うという不合理な現象が生じている。

更に、事業者が多額の設備投資を行った場合に消費税の還付を受けようとする場合においては、前課税期間末までに課税事業者選択の手続きを行わなければならないが、その判断を、景気の動向に左右されがちな小規模事業者に求めることは、非常に困難なことである。

これらの諸問題を解消するためには、免税事業者制度を廃止し、それにより、すべての事業者を課税事業者とすることによりインボイスを発行することができるようにするとともに、小規模事業者に過剰な税負担を負わせないために、その課税期間の課税売上高が一定額（例えば1,000万円）以下の課税事業者については、限界控除制度を創設することにより、税負担を軽減させる制度とすることを要望する。